

霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項前段中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第25条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則に定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、令和6年度より本市会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。